



社会福祉法人福医会

総務-210306

法定外 福利厚生



第26条 食事補助費用

法人が委託又は契約する食事提供先の半額を法人が負担いたします。

1勤務において食事負担上限 300円
1ヶ月の食事第負担上限は 税別3,300円

現行法人が契約する食事提供先は(株)日清医療食品
となっておりますので上記による提供食が対象とな
ります。

職員食を職員が利用したい場合法人が半額負担い
たします。利用したい場合は各部署管理栄養士へ
ご連絡ください。



10日前～7日前に所定の用紙
にて注文受付。
キャンセルは前日16時までに
栄養士へ度連絡ください。



総務課
問い合わせ
西海市大島町 1876-59
0959-34-2288